

ブリリアシティ横浜磯子 グランドエレベーターの周辺住民の使用に関する細則

ブリリアシティ横浜磯子 団地管理組合（以下、「団地管理組合」という。）は、ブリリアシティ横浜磯子 グランドエレベーター（以下、「本件施設」という。）の円滑な運営を目的として、周辺住民の使用に関し本細則を定める。

（定期使用の申込み）

第1条 周辺住民のうち本件施設の定期使用を希望する者（以下、「定期使用希望者」という。）は、様式1（使用申込書）に住所、氏名その他必要事項を記載のうえ、団地管理組合または団地管理組合の指定する者へ提出するものとする。

（定期使用の承認等）

第2条 団地管理組合は、前条により定期使用申込を受け、定期使用申込書の記載内容に不備がないと認める場合は、当該定期使用希望者を本件施設定期使用者（以下、「定期使用者」という。）と認め、定期使用者に対し、所定の定期使用券（以下、「定期券」という。）を交付するものとする。

（使用料等）

第3条 定期使用者は、団地管理組合に対し、1ヶ月間の使用につき定期使用料1,500円を納付しなければならない。なお、定期使用料は1ヵ月単位とし、期中に解約し、使用が1ヶ月に満たない期間の使用でも1ヶ月の定期使用料を徴収する。

2 定期使用者は、団地管理組合に対し、定期券1枚の発行につき預託金3,000円を納付しなければならない。

3 定期使用者以外（以下、「都度使用者」という。）は、本件施設を使用の都度、使用料として片道50円が手持ちのスイカ・パスモに課金されるものとする。なお、本件施設にはチャージ機が無いため、残額不足の際は使用出来ないものとする。

4 本条の金額には消費税等を含むものとする。

（使用料の減免等）

第4条 前条にかかわらず、未就学児は無料とする。なお、セキュリティゲートが子供を感知せずに開閉してしまう危険があるため、未就学児が使用する際には、付添人が抱きかかえるか、ベビーカーにて利用するものとする。

2 前条にかかわらず、小学生および満60歳以上の定期使用者は定期使用料を前条1項の半額とする。ただし、定期使用申込書提出時に年齢を証明する書類を提出することを条件とし、申込者本人のみが使用できるものとする。

3 前条にかかわらず、団地管理組合は、特別の必要があると認める場合は、使用料を減額・免除することができる。

（定期券の紛失・損傷）

第5条 定期使用者が定期券を紛失または破損・汚損した場合は、速やかに団地管理組合または団地管理組合の指定する者へ届出を行わなければならない。また、その際には、預託金を没収するものとする。

（定期使用料の支払い等）

第6条 定期使用者は、第2条第1項に定めた定期使用料の交付日以降、交付日の属する月の月末までの使用料を団地管理組合または団地管理組合の指定する者に現金にて支払う。また、月中から使用開始をする場合においては、1ヵ月の定期使用料を当月の日数で割った1日あたりの料金に、使用日数を掛けた金額（小数点以下切り捨て）を使用料とするものとする。

2 交付日の翌日以降の使用料については、毎月25日（金融機関休業日は翌営業日）に、第3条に定める定期使用料の翌月分を団地管理組合指定の口座へ定期使用者が支払うものとするが、タウンマネジメント事務局にて現金で支払うこともできるものとする。尚、振込手数料は定期使用者が負担するものとする。

3 団地管理組合がその入金を確認できない場合、団地管理組合は定期使用者の翌月の使用を中止できるものとする。

4 既納の定期使用料は、いかなる理由においても還付しないものとする。ただし、定期使用者の責めに帰することができない理由により、本件施設を利用することができないと団地管理組合が認める場合は、団地管理組合は受領済使用料を利用不可日数で割った金額を定期使用者に返還するものとする。

（使用料等の変更）

第7条 団地管理組合は、物価の高騰その他経済情勢・租税公課の変動により、使用料および定期使用料が不相応となったときは、変更できるものとする。尚、使用料および定期使用料を変更する場合には、1ヶ月の予告期間において変更するものとする。

(使用の中止)

- 第8条 定期使用者は、第2条による承認を取り下げるときは、あらかじめ取り下げようとする1ヶ月前までに、様式2(定期使用中止届)に必要な事項を記載のうえ、定期券と合わせ団地管理組合へ提出するものとする。
- 2 団地管理組合は、前項の規定に基づき必要な書面が団地管理組合へ提出され、当該定期使用者が団地管理組合へ定期券を返還したときは、当該定期使用者に対し、預託金を返還するものとする。ただし、預託期間中の利息はこれを付さない。

(施設の供用時間)

- 第9条 団地管理組合は、使用者に対し、JR磯子駅における始発前30分から終電後30分までを目処に、本件施設を供用するものとする。
- 2 本件施設の供用は通年とする。

(セキュリティーゲート)

- 第10条 都度使用者は、本件施設に設置されるセキュリティーゲートの内、一般者用のゲートを使用できるものとする。

(使用の制限)

- 第11条 団地管理組合は、使用者の使用状況が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該使用者に対し、本件施設の使用を停止させ、若しくは退去を命ずることができる。
- (1) その利用が本件施設の設置の目的に反するとき
 - (2) その利用が公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあるとき
 - (3) その利用が本件施設を損傷し、または滅失するおそれがあるとき
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、本件施設の管理上支障があるとき

(損壊の届出及び損害賠償の義務)

- 第12条 使用者は、故意または過失により本件施設および本件施設の備品等を損傷し、または滅失したときは、速やかに団地管理組合に届け出て、団地管理組合の指示に従ってこれを修復し、その損害を賠償しなければならない。ただし、団地管理組合が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用者の禁止行為)

- 第13条 使用者は、本件施設の事故その他やむを得ない場合および団地管理組合の認めた場合を除き、次の行為をしてはならない。
- (1) 非常時またはその他事故の際に使用者を室外に脱出させる装置を操作すること
 - (2) 本件施設内で他の使用者に対して寄付若しくは物品の購買を求めること
 - (3) 本件施設内で演説し、勧誘し、または物品を配布すること
 - (4) 本件施設内で喫煙すること
 - (5) 本件施設内への自転車、オートバイその他車両の持ち込みおよび乗り込み
 - (6) 公の秩序または善良な風俗に反する行為をすること

(物品の持込み制限)

- 第14条 使用者は、次に掲げる物品を本件施設内に持ち込んで서는ならない。
- (1) 自転車、原動機付き自転車、オートバイその他の車両(車椅子、ベビーカー、折り畳んだうえで収納用袋に入れた自転車は除く。)
 - (2) 火薬類、自然発火物、腐食性薬品、化学薬品その他使用者に危害を及ぼすおそれのあるもの
 - (3) 石油類、フィルム、セルロイド類その他引火しやすい物品
 - (4) 悪臭を発生し、または出入口をふさぐ等一般の使用者の迷惑となるおそれのあるもの
 - (5) 死体、動物(持ち運び可能なケージに入れた小動物を除く。)
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、一般の使用者の迷惑となるおそれのあるものまたは本件施設内を著しく汚損するおそれのあるもの

(個人情報)

- 第15条 団地管理組合または団地管理組合の指定するものは、定期使用料の入金確認業務等のために、定期使用者の個人情報を取得するものとし、本件施設の運用以外に利用をしないものとする。

(施行)

- 第16条 本細則は、平成26年2月27日から効力を生じるものとする。